

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和6年度	次回見直し予定	令和11年度
条 例 名	大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例				
条 例 番 号	昭和46年神奈川県条例第52号		法 規 集	第5編第3章	
所 管 室 課	環境農政局環境部環境課				
条 例 の 概 要	県内の区域について、大気汚染防止法第4条第1項の規定により有害物質の排出基準を定めるとともに、水質汚濁防止法第3条第3項の規定により排水水の汚染状態に係る排水基準を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	京浜臨海部における工業地帯の立地や都市化の進展などの社会的条件から、大気汚染防止法又は水質汚濁防止法に基づく全国一律基準より厳しい基準を定めて規制しているが、県民の健康を保護し、生活環境を保全するには、現行の条例による規制を継続することが必要である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	法律に基づく全国一律基準より厳しい基準を定めたことにより、大気環境及び水環境は長期的には改善されてきているため、本条例は有効に機能している。			
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	法律に基づく全国一律基準より厳しい基準を定めたことにより、大気環境及び水環境は長期的には改善されてきており、県民の健康の保護及び生活環境の保全を効率的に推進している。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	大気水質保全の取組みは、「新かながわグランドデザイン」（基本構想）の政策分野別の基本方向「(4) 環境・エネルギー」の「生活環境の保全」に位置付けられており、県の基本方針に適合するものである。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	大気汚染防止法及び水質汚濁防止法では、県が法律より厳しい基準を条例で定めることができることを規定しており、憲法、法令には抵触しない内容である。			
	その他				

見 直 し 結 果	1	改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等
	2	改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。
	3	改正を検討する。運用の改善等の必要はない。	
	4	改正及び運用の改善等を検討する。	
	5	廃止を検討する。	